

プレスリリース 送信日：2026 年 8 月 17 日

2026 年 10 月から

窓口時間短縮を本格実施

～住民サービス向上と職員の働き方改革の両立を目指します～

東浦町では、勤務時間中に企画立案や創造性のある仕事に取り組む時間の確保及び職員の働き方改革のため、2025 年 2 月から窓口時間及び電話受付時間の短縮を試行実施しています。

現在の施行内容で、2026 年 10 月 1 日から本格実施とします。

●窓口時間

午前 9 時から午後 4 時まで（最終受付午後 3 時 30 分）

●水曜日の窓口延長

- ・毎月第 3 水曜日 午後 7 時まで（最終受付午後 6 時 30 分）
- ・予約優先対応
- ・対象課：住民課、保険医療課、障がい福祉課、ふくし課、子育て支援課、税務課
教育課、会計課

●休日臨時窓口の開設

住民異動が多い時期に休日臨時窓口を開設します。

- ・と き 毎年度 3 月末、4 月初めの土日いずれかの日を予定
- ・対象課 水曜日の延長窓口と同一

※現在月に 1 回開設している、マイナンバーカードの休日窓口は継続します。

●その他

イオンモール東浦内にある「東浦町行政サービスコーナー」では、土日を含め、毎日午後 7 時 30 分まで住民票交付や納税などに対応しています。

また、2026 年 3 月よりコンビニで住民票、印鑑証明書、課税・非課税証明書が取得できるようになりました。さらに、2027 年 2 月まではコンビニ交付の手数料を 1 通 10 円とし、活用を促しています。

■問い合わせ

東浦町人事課 ☎ 0562-83-3111(内線 227) 担当：内田、野村